# 第１回　富士北麓地域訪日外国人レンタカー対策協議会

日時：令和８年１１月１０日（火）
午前１０時３０分から
場所：富士吉田合同庁舎　３階中会議室

## 議事次第

１．開　会

２．会長あいさつ

３．議　題
（１）設立趣旨について　・・・資料①
（２）協議会規約について　・・・資料②
（３）訪日外国人レンタカー事故の発生状況について・・・資料③
（４）対策箇所の選定について　・・・資料④
（５）対策内容のイメージについて　・・・資料⑤
（６）今後の進め方について　・・・資料⑥

４．意見交換

５．その他

６．閉　会

資料①

# 富士北麓地域訪日外国人レンタカー対策協議会

## 設立趣旨

山梨県への外国人観光客はコロナ禍以前より増加傾向であり、特に富士北麓地域への来訪が多い状況である。

また、外国人観光客の増加に伴い、外国人レンタカーによる事故も多く発生しており、富士北麓地域の喫緊の課題となっている。

一方、レンタカー店においては、外国語による交通ルールの説明や、注意喚起のチラシを配布する等、独自の対策を行っていることから、道路管理者、警察、観光部局が連携し、新たな対策を講じていくことが必要な状況である。

こうした状況を踏まえ、事故概要の分析、並びに事故対策の検討等を行うことにより、富士北麓地域における道路利用者さらには地域住民の安全・安心の向上を図ることを目的として、「富士北麓地域訪日外国人レンタカー対策協議会」を設立するものである。

資料②

# 富士北麓地域訪日外国人レンタカー対策協議会　規約

（名称）
第１条　本協議会は、富士北麓地域訪日外国人レンタカー対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）
第２条　協議会は、富士北麓地域において訪日外国人観光客の増加に伴い外国人レンタカー事故も急増していることを踏まえ、事故概要の分析、及び事故対策の検討等を行うことにより、富士北麓地域における道路利用者並びに地域住民の安全・安心の向上を図ることを目的とする。

（検討事項）
第３条　協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討する。
（１）富士北麓地域で発生している外国人レンタカー事故概要の分析
（２）発生事故に有効と考えられる事故対策の検討
（３）その他必要な事項

（構成）
第４条　協議会の構成員は別表により構成する。
２．　協議会において必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができるものとする。

（任期）
第５条　構成員の任期は協議会の目的が達成するまでとする。

（運営）
第６条　協議会に会長１名をおくこととし、構成員の互選により定める。
２．　会長は協議会を代表し、会務を総括する。
３．　会長に事故があるときは、会長が職務の代行者を指名する。
４．　会長は、協議会の運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

（事務局）
第７条　協議会の運営に係る事務を行うため、山梨県県土整備部道路管理課に事務局を置くものとする。
（その他）
第８条　この会則に定めるものの他、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮り、その都度協議して定めるものとする。

（付則）この会則は令和８年１１月１０日から施行する。

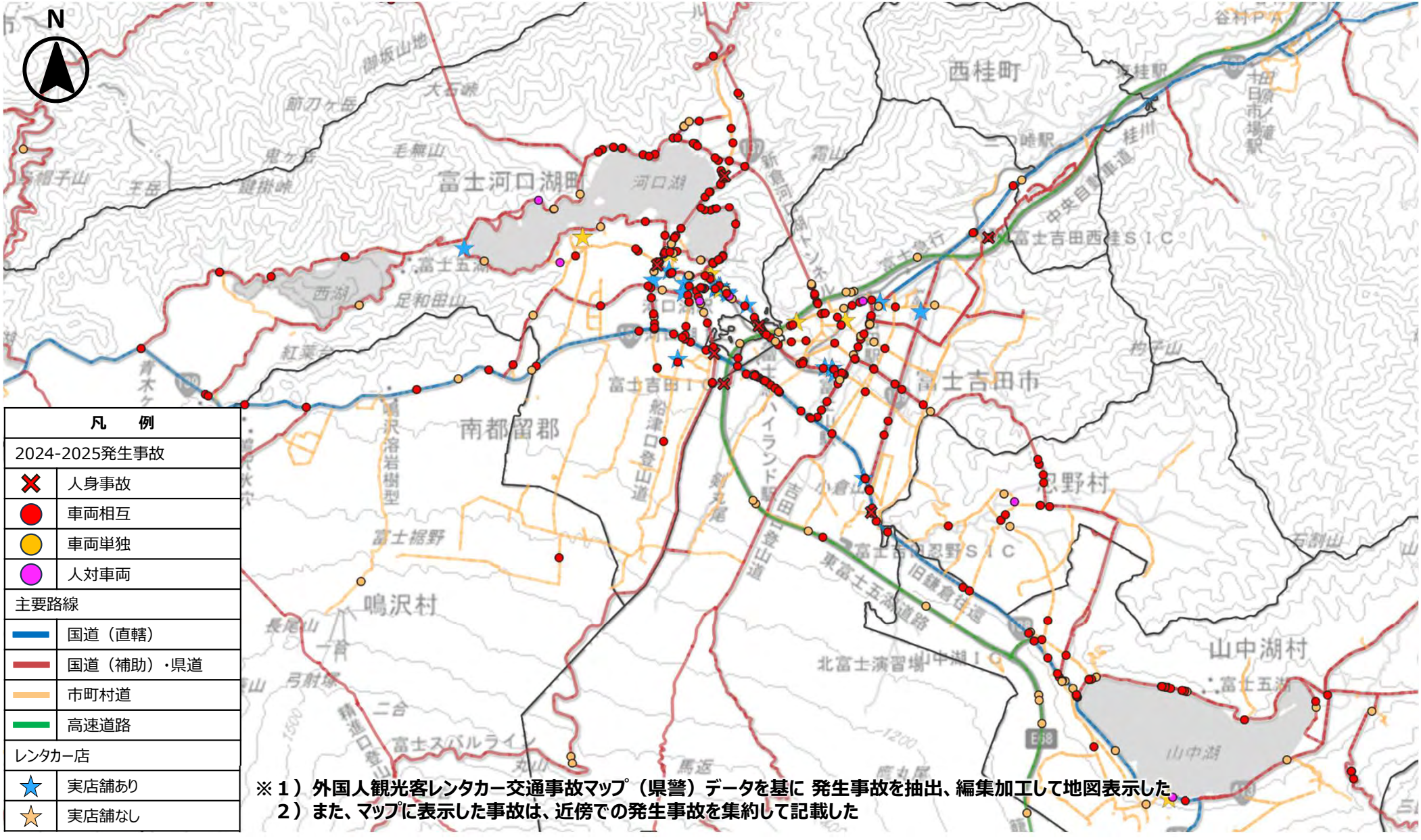
（別表）

| 区　分 | 団体名 | 役　職 | 氏　名 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 道路管理者 | 山梨県 県土整備部 | 技 監 | 水口　保一 | 会　長 |
| | 山梨県 県土整備部 道路管理課 | 課 長 | 和智　美秋 | |
| | 国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所 | 副所長 | 下平　俊二 | |
| | 富士吉田市　都市基盤部 道路公園課 | 課　長 | 渡邊　二仁 | |
| | 西桂町 建設産業課 | 課　長 | 新田 剛久 | |
| | 西桂町 総務課 | 課　長 | 川村 吉広 | |
| | 忍野村 総務課 | 課　長 | 渡邉 顕麗 | |
| | 山中湖村　総務課 | 課　長 | 羽田 勉 | |
| | 鳴沢村 企画課 | 課　長 | 木暮 富人 | |
| | 富士河口湖町 都市整備課 | 課　長 | 倉沢 准也 | |
| 交通管理者 | 山梨県警察本部 交通部 交通規制課 | 課　長 | 戸澤　智和 | |
| その他 | 山梨県レンタカー協会 | 会　長 | | |
| オブザーバー | 山梨県観光文化・スポーツ部 観光地経営支援グループ | 観光地経営支援監 | 黒倉　美穂 | |
| | 静岡県 交通基盤部 道路局　道路企画課 | 課　長 | 杉本　昌彦 | |
| | 国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所 | 副所長 | 水野　裕彰 | |
| | 国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所 | 副所長 | 加藤　弘法 | |

# 富士北麓地域 訪日外国人レンタカー事故マップ

資料③

○ 訪日外国人レンタカー事故は、主に直轄国道と県管理道路において発生
○ 直轄国道においては、交差点部における死傷事故のほか、単路部において事故が多発
○ 県管理道路においては、レンタカー店が集中する地区において事故が多発



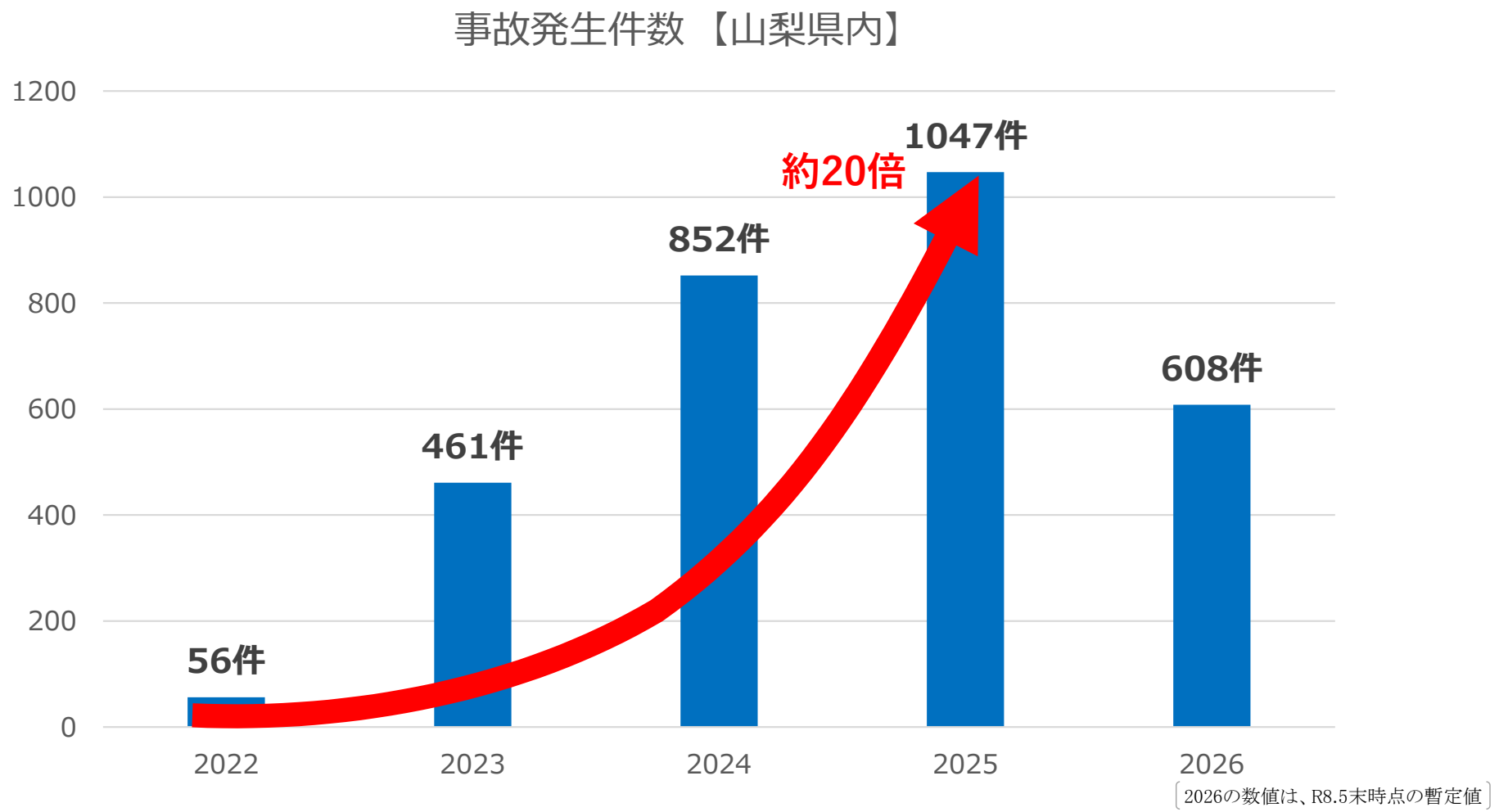

| 凡　例 | |
|---|---|
| 2024-2025発生事故 | |
| ✕ | 人身事故 |
| ● | 車両相互 |
| ● | 車両単独 |
| ● | 人対車両 |
| 主要路線 | |
| ― | 国道（直轄） |
| ― | 国道（補助）・県道 |
| ― | 市町村道 |
| ― | 高速道路 |
| レンタカー店 | |
| ★ | 実店舗あり |
| ☆ | 実店舗なし |

※１）外国人観光客レンタカー交通事故マップ（県警）データを基に 発生事故を抽出、編集加工して地図表示した
　２）また、マップに表示した事故は、近傍での発生事故を集約して記載した

# 富士北麓地域 訪日外国人レンタカー事故の発生状況

○ 山梨県内における訪日外国人レンタカーによる事故は2023年以降、急増
○ 2022年からわずか４年で約20倍に増加しており、2025年、事故件数が初めて1,000件を突破
○ 2025年に発生した1,047件のうち、９割以上が富士北麓地域※において発生
○ さらに今年は昨年を上回るペースで事故件数が推移

※富士吉田市、富士河口湖町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、身延町の一部（山梨県警 富士吉田警察署管内で整理）



# 対策候補箇所の選定（案）

資料④

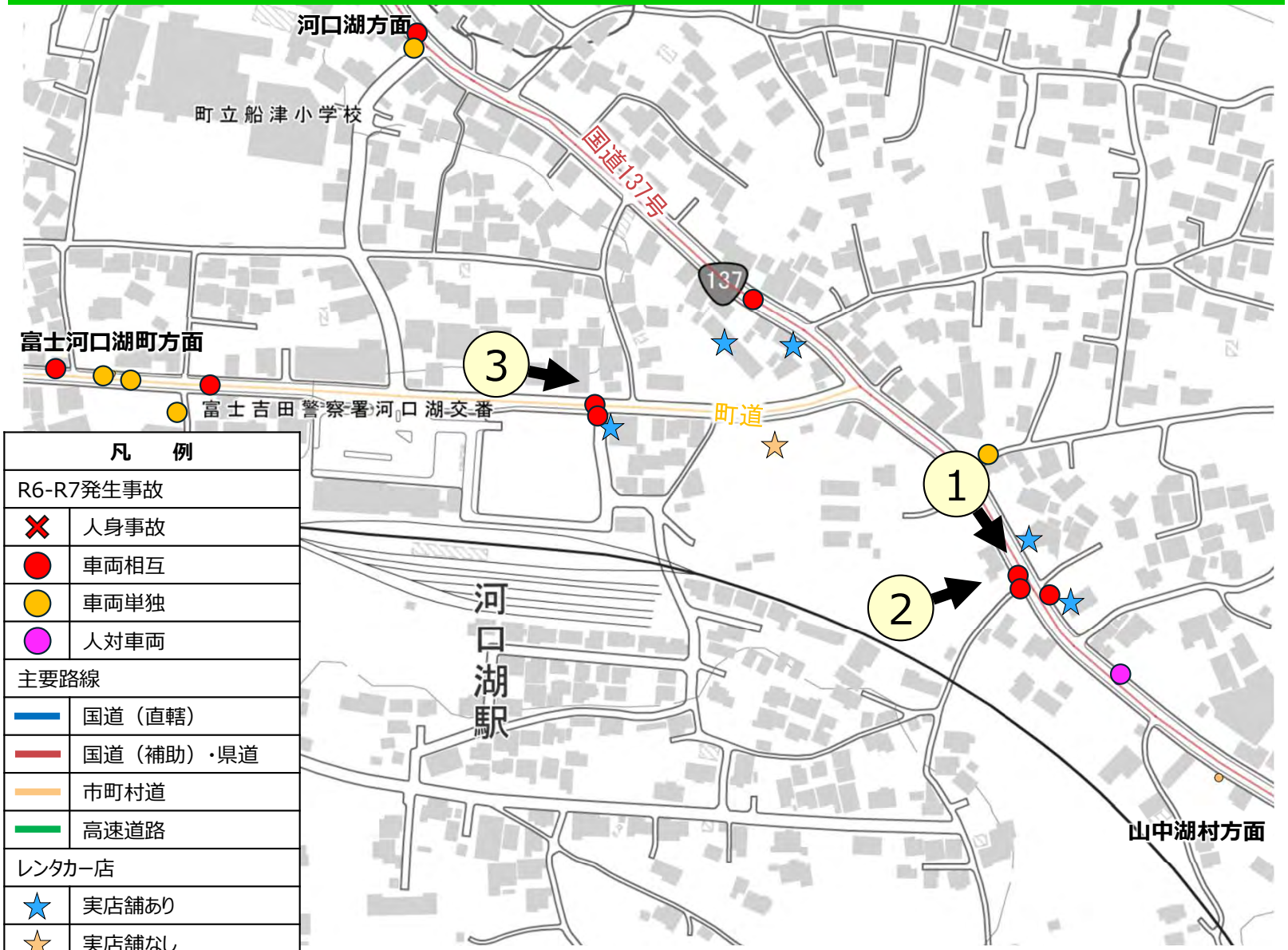
○ 県管理道路については、レンタカー店が集中している地区を選定
○ 直轄国道については、死傷事故が発生している交差点部を選定



# ① 河口湖駅周辺（県管理道路）

**○レンタカー店が集中している当該地区においては、国道１３７号山中湖方面に「左側通行看板」の設置、及び出合頭事故が発生している交差点部において「一時停止看板」を設置**

**○なお、国道１３７号河口湖方面、及び町道への対策（左側通行看板）については、今回の対策結果を踏まえ今後、検討を実施**




| 凡　例 | |
|---|---|
| R6-R7発生事故 | |
| ✕ | 人身事故 |
| ● | 車両相互 |
| ● | 車両単独 |
| ● | 人対車両 |
| 主要路線 | |
| ― | 国道（直轄） |
| ― | 国道（補助）・県道 |
| ― | 市町村道 |
| ― | 高速道路 |
| レンタカー店 | |
| ★ | 実店舗あり |
| ☆ | 実店舗なし |





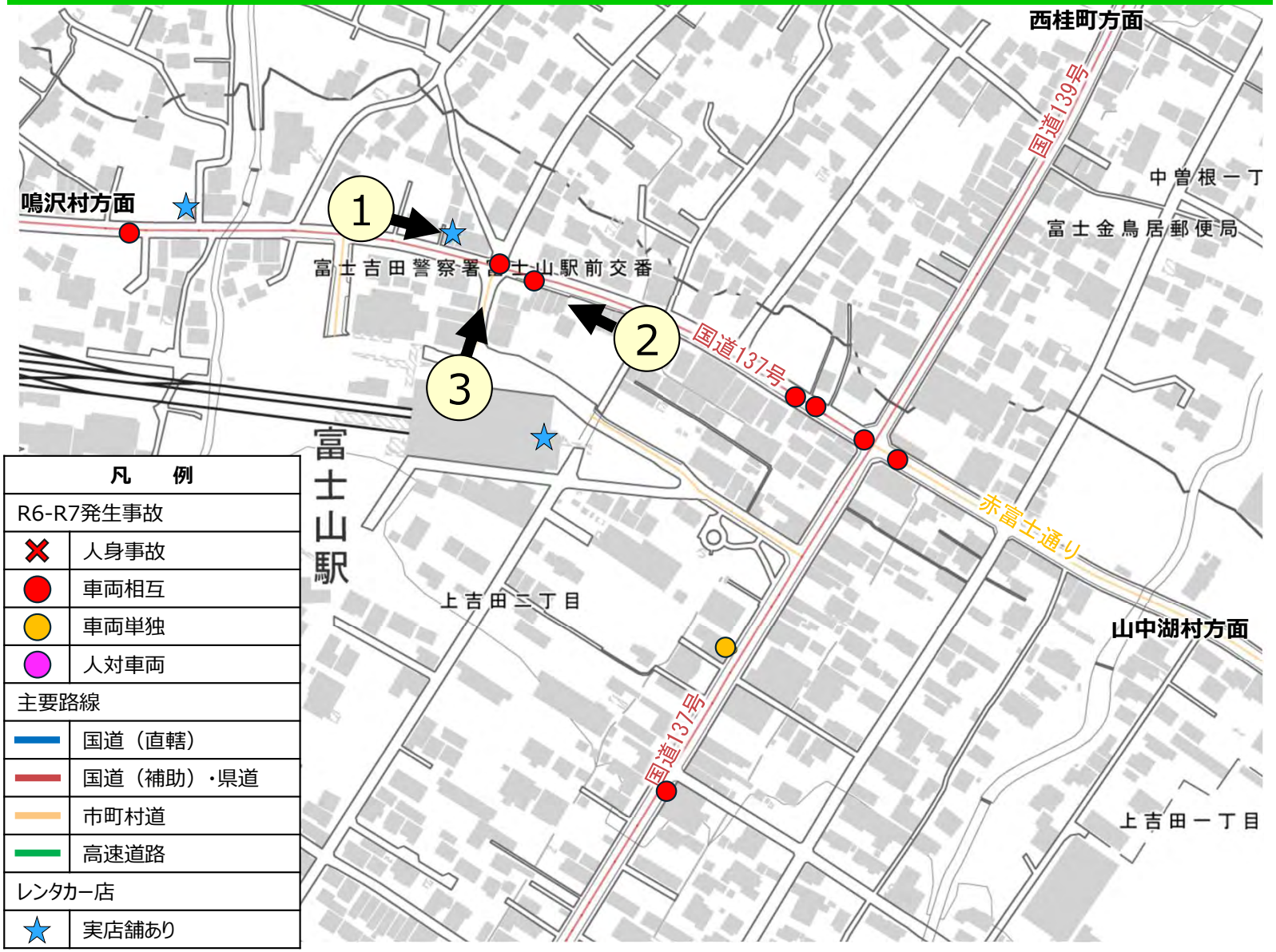




# ②-1 富士山駅周辺（県管理道路）

**○レンタカー店が集中している当該地区においては、国道１３７号山中湖方面に「左側通行看板」の設置、及び右折時の事故が発生している交差点部において「右折注意看板」を設置**

**○なお、国道１３７号鳴沢村方面への対策（左側通行看板）については今回の対策結果を踏まえ、今後、検討を実施、**




| 凡　例 | |
|---|---|
| R6-R7発生事故 | |
| ✕ | 人身事故 |
| ● | 車両相互 |
| ● | 車両単独 |
| ● | 人対車両 |
| 主要路線 | |
| ― | 国道（直轄） |
| ― | 国道（補助）・県道 |
| ― | 市町村道 |
| ― | 高速道路 |
| レンタカー店 | |
| ★ | 実店舗あり |



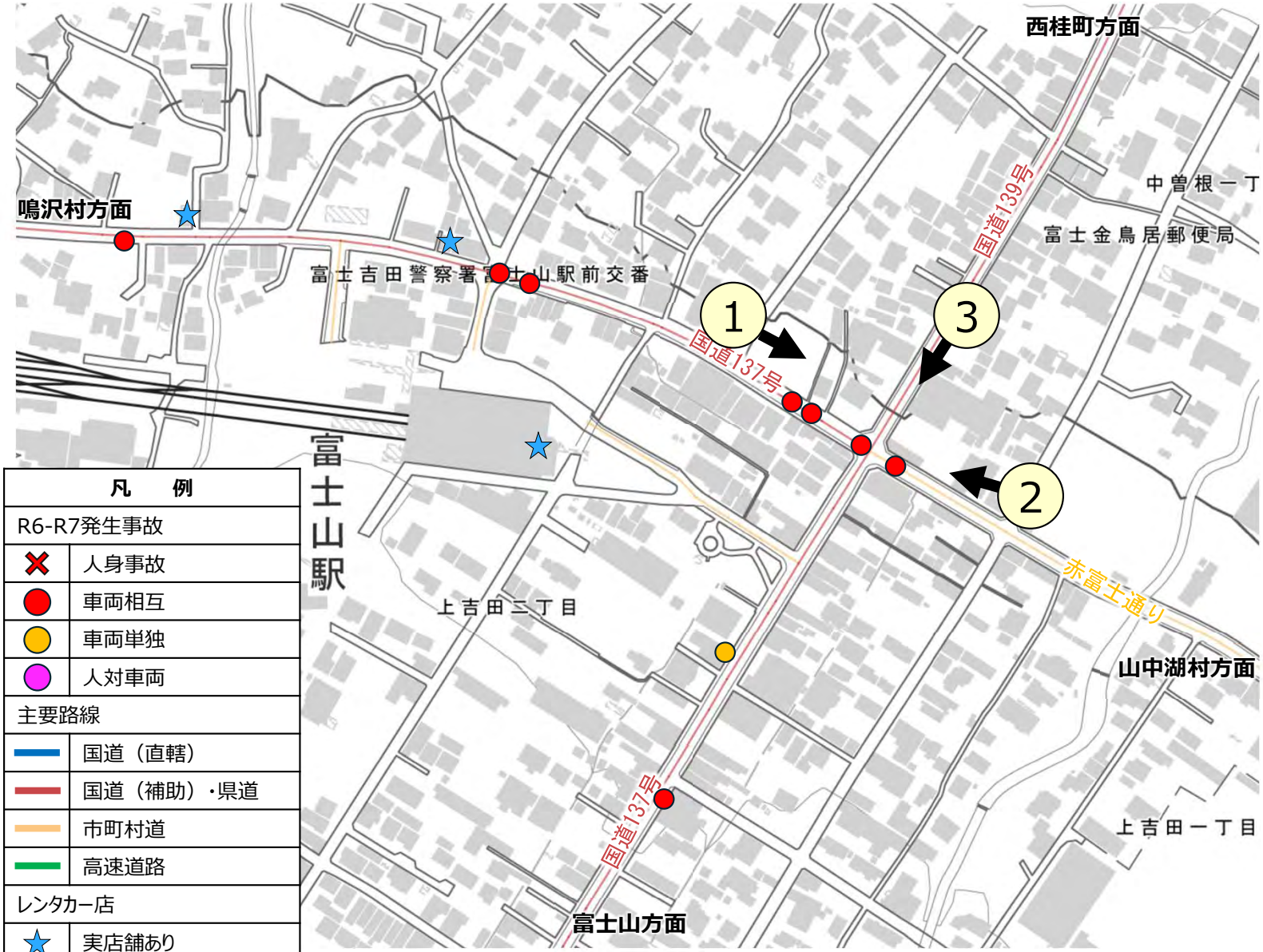






# ②-2 富士山駅周辺（県管理道路）

**○レンタカー店が集中している当該地区においては、国道１３７号富士山方面、及び赤富士通り山中湖方面に「左側通行看板」を設置**
**○なお、国道１３７号鳴沢村方面への対策（左側通行看板）については今回の対策結果を踏まえ、今後、検討を実施**




| 凡　例 | |
|---|---|
| R6-R7発生事故 | |
| ✕ | 人身事故 |
| ● | 車両相互 |
| ● | 車両単独 |
| ● | 人対車両 |
| 主要路線 | |
| ― | 国道（直轄） |
| ― | 国道（補助）・県道 |
| ― | 市町村道 |
| ― | 高速道路 |
| レンタカー店 | |
| ★ | 実店舗あり |



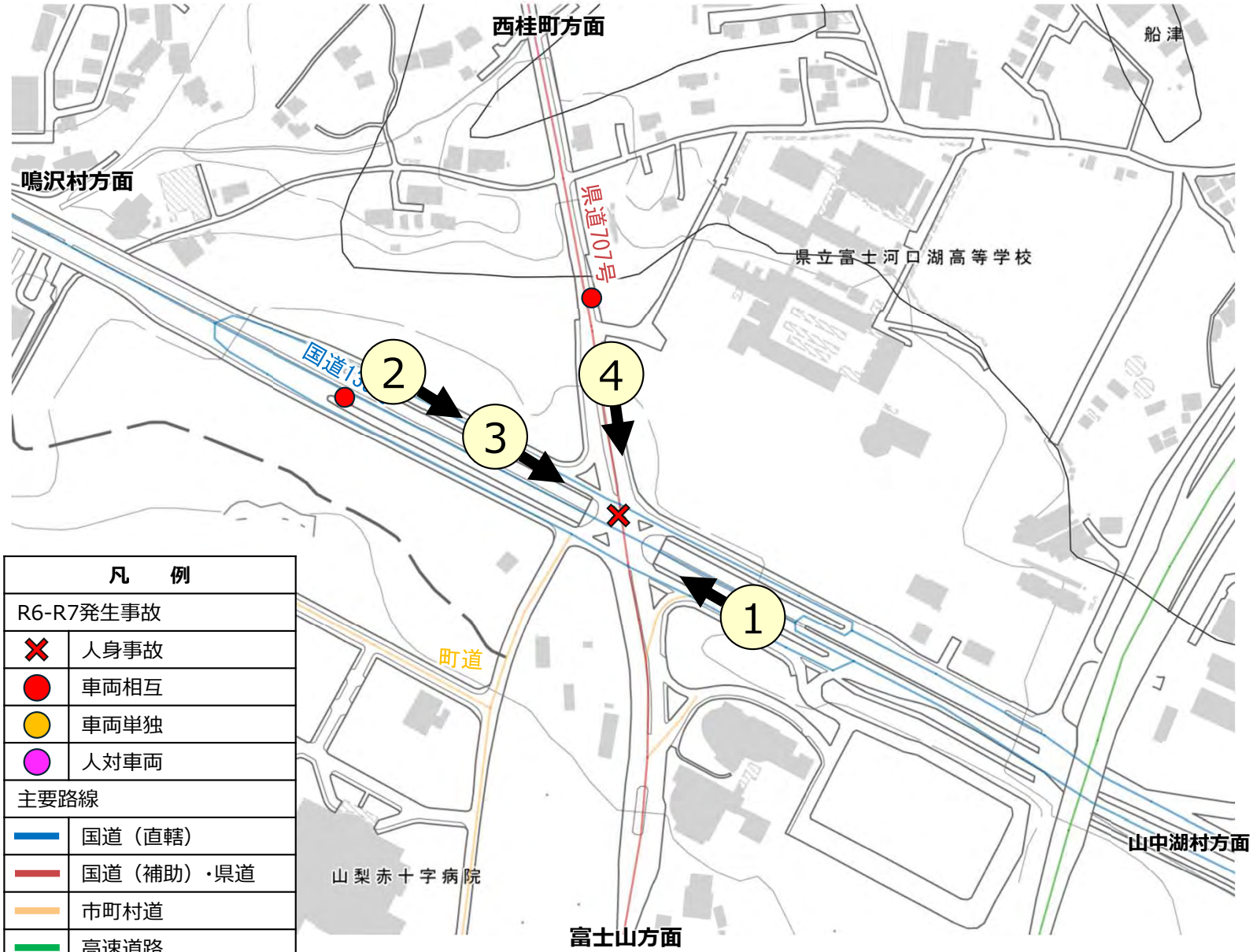






# ③ スバルライン入口交差点（直轄国道）

**○右折時の死傷事故が発生している当該交差点においては、「右折レーンのカラー舗装」を実施し、右折レーンのない箇所においては「右折注意看板」を設置**
**○また、交差点内においては、路面誘導標示（西桂町・富士山方面）を新設**




| 凡　例 | |
|---|---|
| R6-R7発生事故 | |
| ✕ | 人身事故 |
| ● | 車両相互 |
| ● | 車両単独 |
| ● | 人対車両 |
| 主要路線 | |
| ― | 国道（直轄） |
| ― | 国道（補助）・県道 |
| ― | 市町村道 |
| ― | 高速道路 |





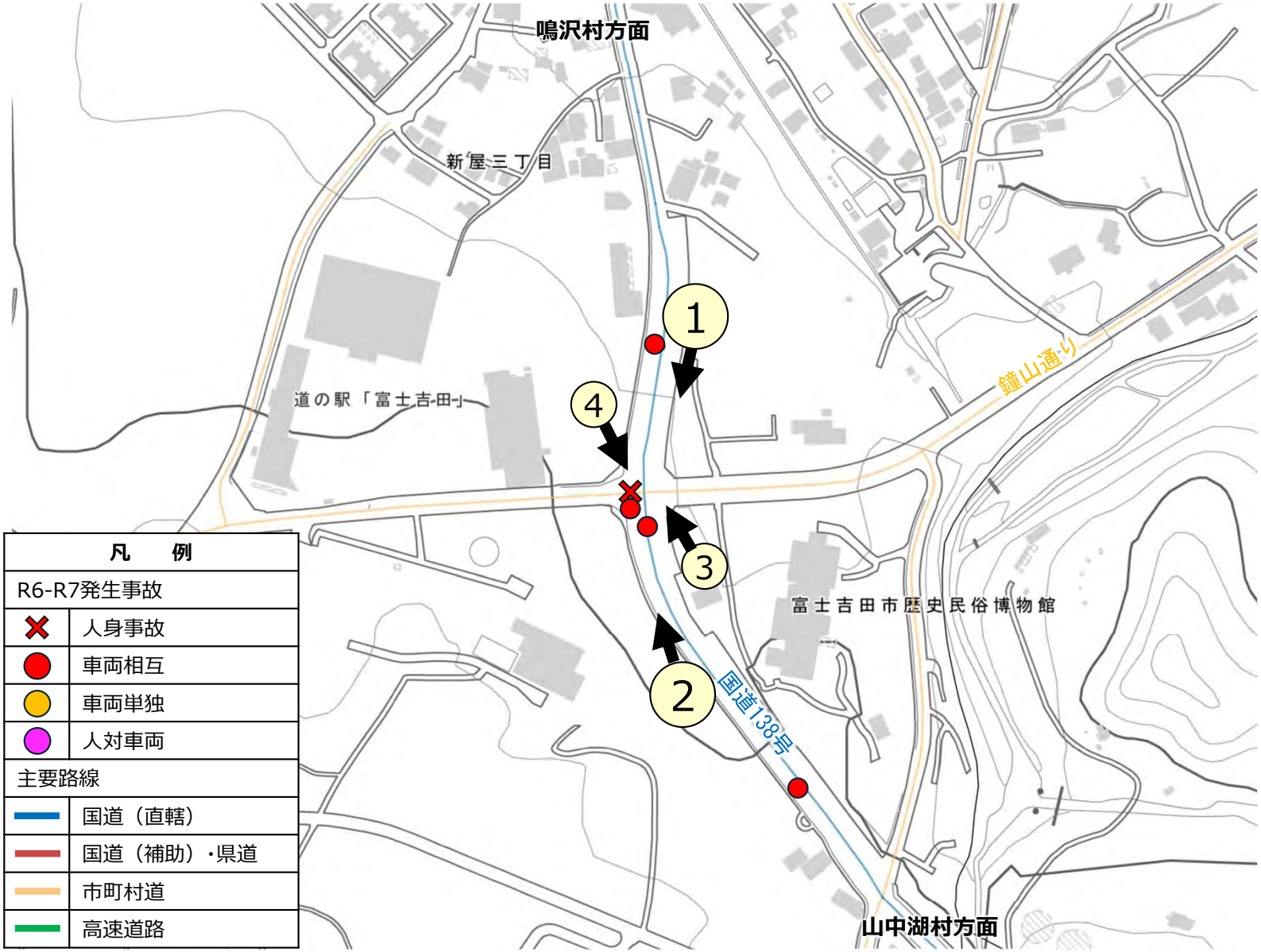







# ④ 道の駅「富士吉田」周辺（直轄国道）

**○右折時の死傷事故が発生している当該交差点においては、「右折レーンのカラー舗装」及び交差点内への路面誘導標示（国道からの右折）を新設**
**○なお、市道の対策（右折レーンカラー舗装、路面誘導標示）については今回の対策結果を踏まえ、今後、検討を実施**




| 凡　例 | |
|---|---|
| R6-R7発生事故 | |
| ✕ | 人身事故 |
| ● | 車両相互 |
| ● | 車両単独 |
| ● | 人対車両 |
| 主要路線 | |
| ― | 国道（直轄） |
| ― | 国道（補助）・県道 |
| ― | 市町村道 |
| ― | 高速道路 |







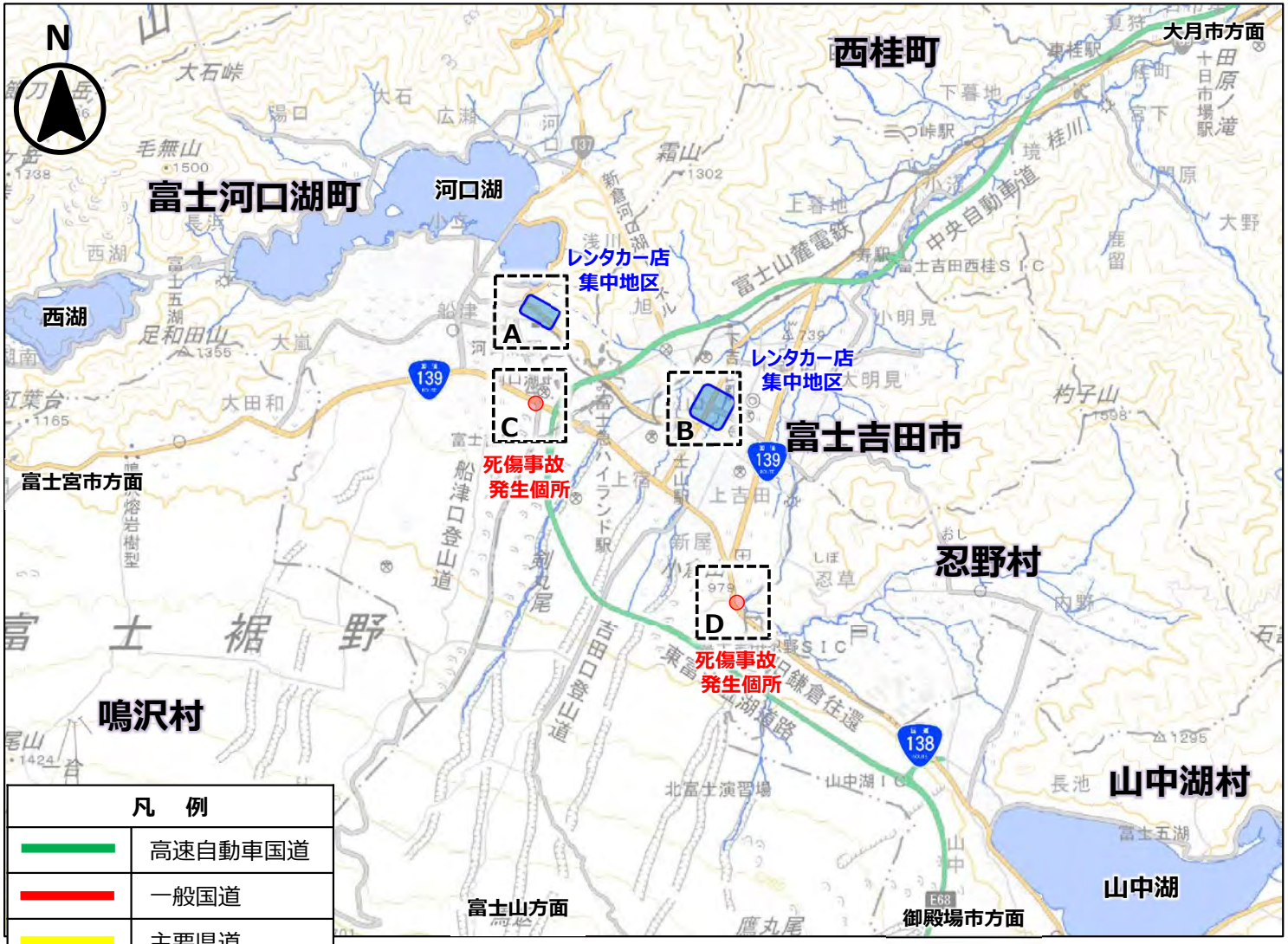





# 訪日外国人レンタカー対策のイメージ（案）

資料⑤

○県管理道路においては、レンタカー店が集中している地区で対策を実施
○直轄国道においては、死傷事故が発生している交差点部で対策を実施




注１）看板の寸法、色、レイアウト等については、現在、検討中のもの
注２）設置位置、構造（単中方式、添架方式）等については、現地状況を確認のうえ、詳細を決定

## 主な対策メニュー

<左側通行看板>



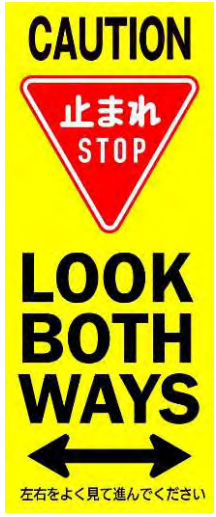

外国での設置例




<右折注意看板>




<一時停止看板>

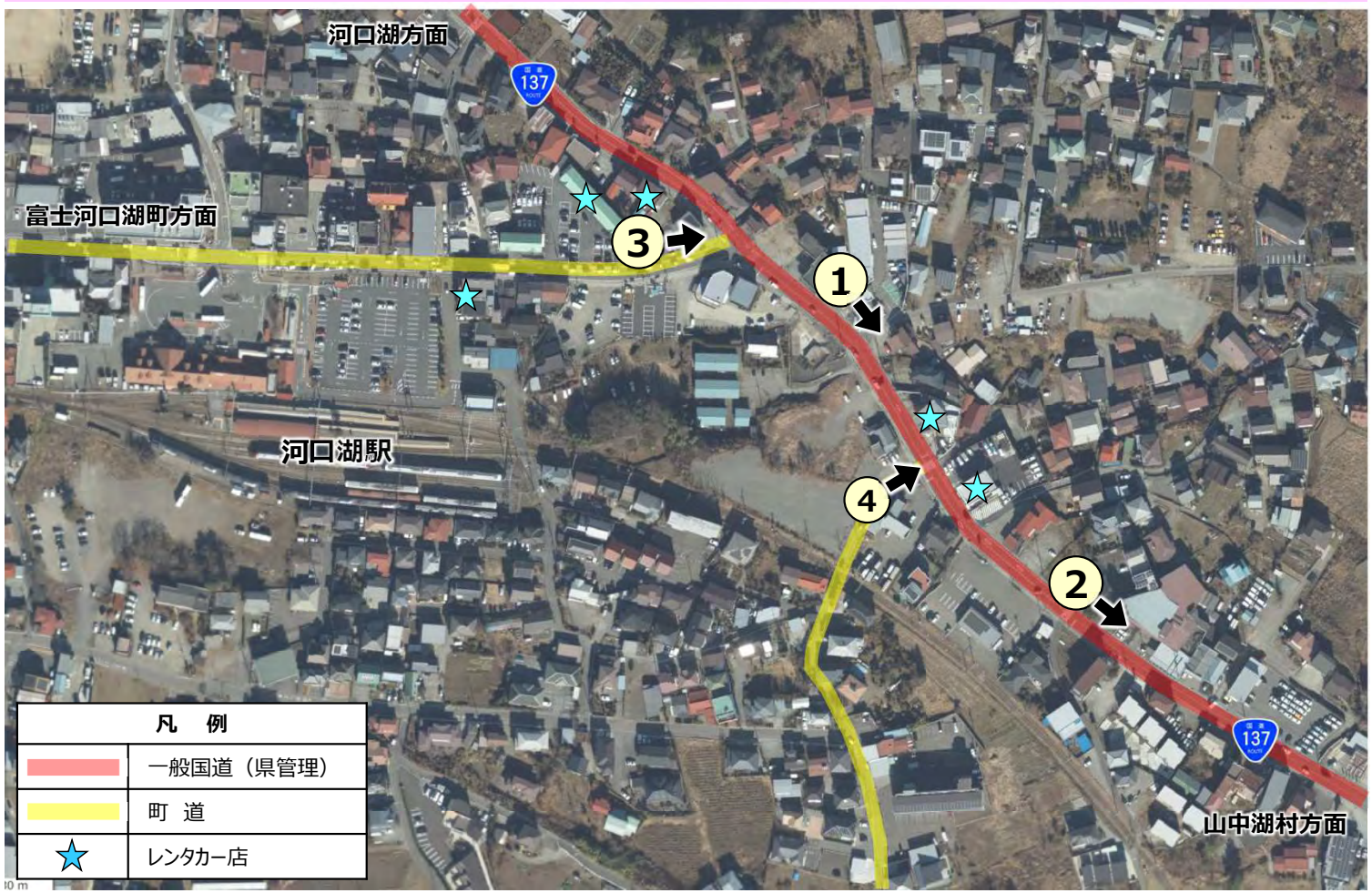



<交差点内路面標示>



# 訪日外国人レンタカー対策のイメージ【詳細①】（県管理道路）

## 対策エリアA（レンタカー店集中地区）




## 対策箇所

◆看板設置により左側通行を意識付け










## 対策メニュー

①②
左側通行看板




③
左側通行看板
※ 今後、施工を検討




④
一時停止看板
※ 今後、施工を検討

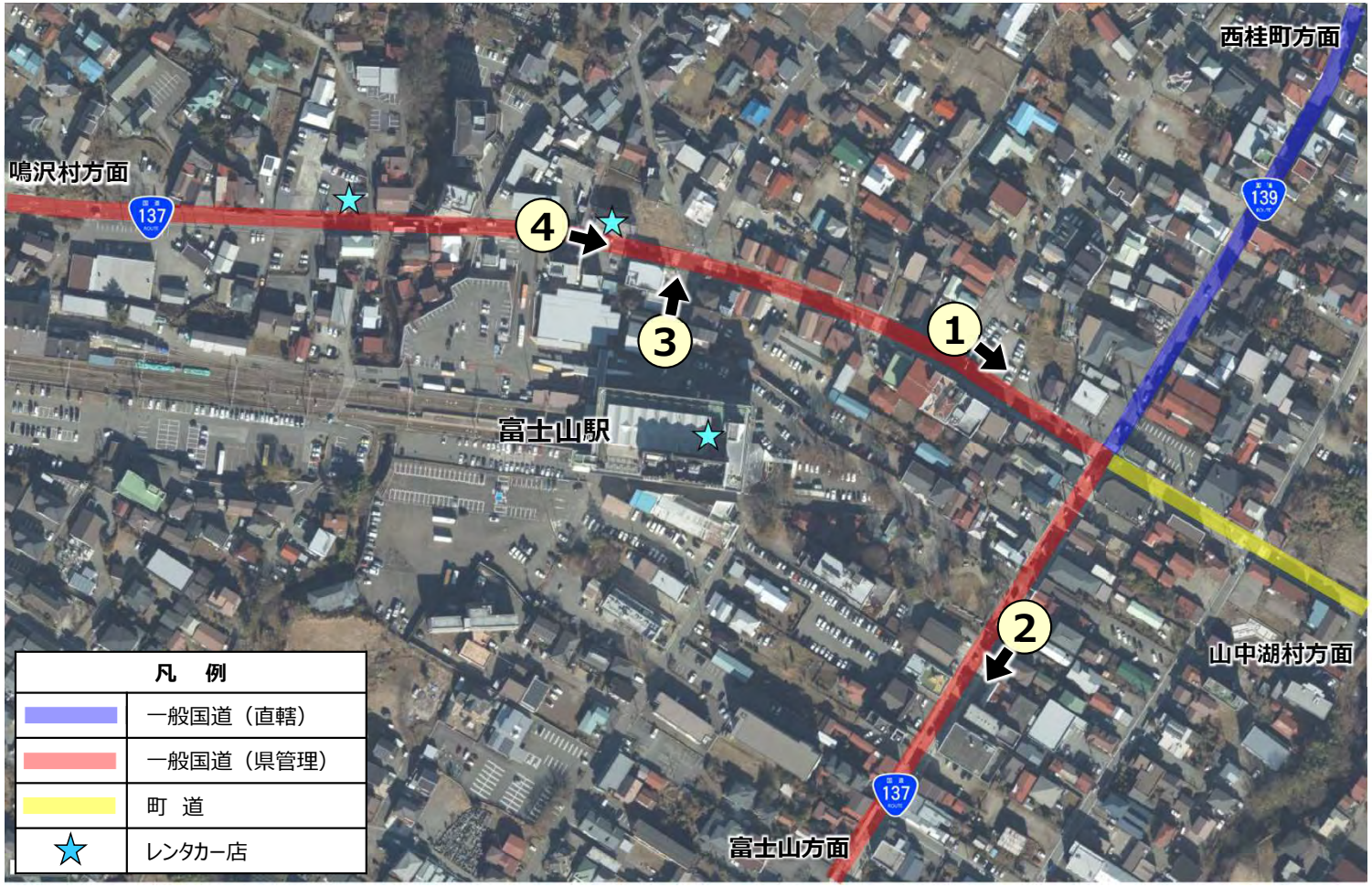



◆看板設置により一時停止を意識付け



# 訪日外国人レンタカー対策のイメージ【詳細②】（県管理道路）

## 対策エリアＢ（レンタカー店集中地区）




## 対策箇所

◆看板設置により左側通行を意識付け







◆看板設置により右折注意を意識付け







## 対策メニュー

①②
左側通行看板




③
右折注意看板



# 訪日外国人レンタカー対策のイメージ【詳細③】（直轄国道）

## 対策エリアC（右折時の死傷事故発生個所）




## 対策箇所

◆カラー舗装により右折車線を明確化




◆看板設置により右折注意を意識付け




◆路面標示により右折を誘導




## 対策メニュー

①カラー舗装




②右折注意看板




③交差点内路面標示



# 訪日外国人レンタカー対策のイメージ【詳細④】（直轄国道）

## 対策エリアD（右折時の死傷事故発生個所）




## 対策箇所

◆カラー舗装により右折車線を明確化







◆路面標示により右折を誘導




## 対策メニュー

①②カラー舗装




②交差点内路面標示



# 今後の進め方（案）

資料⑥

R8年度

11月10日　第１回協議会

↓

11月下旬　第２回協議会

↓

年度内　対策箇所工事に着手

↓

3月末　対策完了

R9年度

- 対策箇所の効果検証・評価
- 市町村道の対策実施を検討